

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年7月14日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本工事は、松原ダム及び下笠ダム堤体内人荷用エレベータ設備の整備を行う工事である。施工にあたり、当該設備の品質はもとより、機能及び性能を確保することで施設運用の安定性・信頼性を維持できるよう実施しなければならない。

当該設備は納入者が独自に保有している技術を基に、設計、製作、据付、調整したもので、本工事の施工にあたっては、納入者又は納入者と同等とみなせるもの（以下「特定者」という。）のみが保有する技術が必要である。

よって、本工事は、特定者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、本工事の施工を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、「参加者の有無を確認する公募手続に係る公示（以下「本公示」という。）」3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との契約手続に移行する。

また、本公示3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者による契約手続（価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、簡易な施工計画等を求め、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う「施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型）」）に移行する。

2. 工事概要

(1) 工 事 名 令和8－9年度 松原・下笠ダムエレベータ設備整備工事

(2) 工事場所 大分県日田市大山町西大山地内 松原ダム
熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵地内 下笠ダム

(3) 工事目的 本工事は、松原ダム及び下笠ダムのエレベータ設備の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため整備を行うものである。

(4) 工事内容 松原ダムエレベータ設備整備 1式
下笠ダムエレベータ設備整備 1式

(5) 工 期 契約締結の翌日から令和9年9月10日まで

3. 応募要件

参加意思確認書及び資料（以下「参加意思確認書等」という。）を提出できる者は、次に掲げる要件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本公示の日から過去2年以内において次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ）に基づく更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号、以下同じ）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 参加意思確認書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2) 機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けており、かつ、建設業法の「機械器具設置工事業」の許可を受けていること。ただし、本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加意思確認書等を提出することができるが、競争に参加するには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けていなければならない。

なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照すること。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

(4) 経常建設共同企業体及び事業協同組合等として参加意思確認書等を提出した場合、その構成員は、単体として参加意思確認書等を提出することはできない。

(5) 「参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の説明書」（以下「公示説明書」という。）に記載する条件を満たす同種工事の施工実績を有すること。

- (6) 公示説明書に記載する条件を満たす配置予定技術者を本工事に配置できること。
- (7) 参加意思確認書等の提出期限の日から開札時までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (8) 公示説明書に記載する技術的適性（体制及び能力）を有していること。
- (9) 機構が発注した工事のうち令和6年1月1日から令和7年12月31日までの2年間に元請として完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、機械設備工事に係る工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
- (10) 参加意思確認書等を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 手続等

(1) 契約担当窓口

〒838-0012 福岡県朝倉市江川1660-67
独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所 経理課 松濤、梶島
電話0946-25-0113 FAX0946-25-0133

(2) 公示説明書の交付期間、交付場所

- ① 交付期間： 令和8年7月14日（火）から令和8年8月4日（火）まで。
- ② 交付場所： 【入札情報サービスURL】の【発注情報】から行うので、入札参加希望者は該当案件検索のうえダウンロードすること。
入札情報サービスURL：https://water.efftis.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/
※公示説明書等の交付を受けた者は、公示説明書等の交付受領書を提出すること。
なお、様式については、「入札参加条件等について」に添付。

(3) 参加意思確認書等の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間： 令和8年7月15日（水）から令和8年8月4日（火）16時まで。
- ② 提出場所： 4.（1）契約担当窓口と同じ
- ③ 提出方法： 郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法に限る。）により提出することとし、持参は認めない。

5. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有

する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、[http://www. water. go. jp/honsya/honsya/keiyaku/index. html](http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html) による。

6. 機構の事由による中止又は延期

本工事は機構の事由により中止又は延期することがある。

7. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、4.(1) 契約担当窓口に同じ。
- (3) 詳細は公示説明書による。